相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申への対応について

平成28年11月相模原市教育委員会

はじめに

平成25年11月に、当時中学2年生の男子生徒が自死を図りその後死亡した事案について、平成27年2月に教育委員会の諮問機関である「相模原市子どものいじめに関する調査委員会(以下、「調査委員会」という。)」に諮問を行い、平成28年3月25日に答申を受けた。

教育委員会は本答申の指摘を重く受け止め、二度とこのようなことが起こらないよう、 相模原市教育振興計画に掲げている「人が財産(たから)」の理念のもと、児童生徒一人ひ とりの尊厳を守るため、学校、家庭、地域、市、教育委員会、その他関係機関が一体となり 再発防止に取り組むこととする。

1 調査委員会答申の概要

(1)調査委員会の見解

- ア 周囲の生徒からの心理的、物理的な攻撃により当該生徒が苦痛を感じていたと認めるべき事態 (すなわちいじめ) は複数認められた。
- イ 生徒らが、お互いのことを理解し得ない状況下で発生したトラブルの中に、本人から見るとこのような行為が存在したと捉えられる。
- ウ 教員らは「喧嘩両成敗」的な指導を行い、あるいは当該生徒を問題視することがあったが、当該生徒の苦痛あるいは苦痛の累積については特に留意されることはなかった。
- エ 多くは部活動内でのトラブルであり(2年次4月までに集中)、退部以降、問題視される事案は少なくなった。一方、自死行為は2年次11月であり、いじめだけが自死の原因であるとは断定できない。
- オ 当該生徒の内面では「誰も自分のことを理解してくれない。」という感情が次第に 増幅し、抑うつ的な状態に陥った可能性は考えられる。
- カ 保護者の学校に対する信頼が損なわれていたにもかかわらず、学校はこれを回復するための方策をとらなかったことから、母親が把握していた当該生徒のSOSのサインは学校側に伝わっていなかった。

仮に当該生徒が何らかの個人的背景、家庭的背景を有していたとしても、学校として 組織的に苦痛及びその累積に留意していれば、これに基づき様々な対応(担任以外によ る面談実施や家庭連絡、専門家の関与等)をとりえたと考えられる。

学校がこうした対応を行っていれば、当該生徒の苦痛を軽減し、自死を防ぐことができた可能性は否定できない。

(2) 再発防止のために必要な対応策

ア 当該中学校

- (ア)教員一人一人の「いじめ」の捉え方の再確認が極めて重要である。
- (イ)外部機関との積極的な連絡を可能とする仕組みを構築すべきである。
- (ウ)学校全体で、発達障害等に対する知識や様々なトラブルに対して個々の対処法 を検討する研修の機会を持つべきである。
- (エ)学校と家庭双方に認識の隔たりをなくし、家庭とスムーズなコミュニケーションの場を構築すべきである。

イ 教育委員会

- (ア)教職員のいじめ観を改めるため、実効性のある研修その他の措置をとるべきであった。
- (イ)過去の教訓を生かすとともに、事案の振り返り、検証及び総括を行うべきであった。
- (ウ)平成25年度から改善を図ってきたいじめ防止に係る施策等が効果的に機能 しているのかについて、十分に検証していくことが必要である。
- (エ)「支援教育指導員」制度について組織的な改善を求める。
- (オ)医療関係者等関係機関の各種専門家の積極的な協力を求める必要がある。

2 再発防止に向けた対応策

- (1)教職員のいじめ観を改める取組
 - ア 本事案を風化させない取組

いじめ防止対策の取組の充実がなされるよう、校長会や各担当者会等において本事案の調査結果概要とともに、いじめに係る組織的な支援や対応の重要性について 周知徹底を図る。

イ いじめ対応マニュアルの周知徹底

いじめの認知への意識を高めること、命を大切にする心を育むための取組、発達障害のある児童・生徒が関わる場合の組織的な支援の在り方等を中心に改訂(平成28年6月)を行ったいじめ対応マニュアルの周知徹底を図り、いじめに対する組織的な対応の充実に努める。

ウ いじめ防止対策推進法に基づくいじめの報告の改善による組織的な支援の充実 「相模原市いじめに係る月間報告票」の内容に新たに追加した「注意を要する児 童・生徒の報告票」により、児童・生徒の苦痛の累積等を把握するための調査を行 い、状況把握の充実に努めるとともに、学校、教育委員会による支援の充実を図る。 エ 学校における組織的な対応や子どもの気持ちの受け止め方についての研修の充実 各校において、教職員一人一人が、子どもの気持ちを受け止めることができる関係を大切にした支援や体制づくりを推進するために、学校と他機関との連携による 組織的な対応の在り方や、子どもの心の問題と関わる相談の在り方、自殺予防教育、 自傷行為への対応など子どもの命を守るための手立て、速やかで適切に対応するための研修を実施する。

(2)外部機関、専門家との連携を進める取組

- ア 市寄附講座「地域児童精神科医療学」電話相談事業の有効活用に向けた取組 様々な機会を通じてチラシを配付し説明を行うとともに、本事業の具体的な活用 方法を示すなどして効果的な活用を促す。
- イ 各種相談機関の情報の家庭への周知徹底

5月、11月のいじめ防止強化月間に配付している保護者向けリーフレットや広報 さがみはら等に、相談機関に関する情報を掲載し周知を図る。

- ウ 学校と関係機関や医療機関等専門機関との連携体制の推進に向けた取組 支援教育ネットワーク協議会、子どもの健やかな学校生活等を支援するネットワー ク会議等において情報を共有化するとともに、医療機関等との連携の在り方につい て検討を進める。また、検討の結果を踏まえた連携の在り方について、各担当者会、 学校訪問等で周知を図る。
- エ 相模原市いじめ防止基本方針の見直しと周知

いじめの捉え方、児童・生徒の主体的な取組、関係機関との連携の在り方、附属機関に関する内容の明示などについて見直しを進め、平成29年3月完成を目途に改訂を行い、学校、関係機関に周知を図る。

オ 青少年教育カウンセラーの積極的な活用による外部機関との連携強化

各学校において、支援教育コーディネーターや児童支援専任教諭、生徒指導主任教諭と青少年教育カウンセラーが情報共有を図り、本人・保護者が相談しやすい体制を整備する。

また、青少年教育カウンセラーが、相談内容によって医療機関へつなぐための働きかけを行い、外部機関との連携を促進する。

(3) 教職員が発達障害について理解を深め、様々なトラブルに対処する力を高める取組

ア 発達障害への理解と対応のための手引き作成

発達障害のある児童・生徒への理解と対応のための手引きを平成29年3月の完成を目途に作成を進め、4月以降各校への周知徹底を図り、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援がなされるよう、インクルーシブ教育の推進に向けた取組を充実していく。

イ 「命を大切にする心を育むリーフレット」の積極的な活用

教育委員会が作成した「命を大切にする心を育むリーフレット」を用い、自殺予防 や発達障害について、学校訪問時や各担当者会、研修会等で周知するとともに、各学 校に対し、積極的な活用を働きかける。

ウ 各種研修の実施

教職員が発達障害について理解を深めるとともに、様々なトラブルに対処する力を高めることができるよう、管理職や各担当者、学級担任等、それぞれを対象とした研修会を実施する。

エ 支援教育指導員の在り方の検討

児童・生徒の状況をより専門的に見取り、必要な対応や校内支援体制について助 言できる人材を任用するため、資格や採用方法等、28年度中に検討し、改善を図 る。

(4)学校と家庭との良好なコミュニケーションの場の構築に向けた取組

ア 学校と保護者との関係を良好にするための研修の実施

各担当者会や指導主事の学校への巡回訪問において、スクールソーシャルワーカーや青少年教育カウンセラーと連携し、福祉的な視点からの保護者との関わりや対応の在り方について理解を深めるために管理職や担当者に対し周知を図る。

イ 各種相談機関の情報の家庭への周知徹底(再掲)

5月、11月のいじめ防止強化月間に配付している保護者向けリーフレットや広報さがみはら等に、相談機関に関する情報を掲載し周知を図る。

ウ 市長部局との情報の共有化の徹底

要保護児童対策地域協議会等において、教育委員会と市長部局関係課が把握する情報の共有化を図り、学校や保護者に対する支援の幅を広げる。

エ 青少年教育カウンセラーの積極的な活用による関係機関との連携強化

各学校において、学校と保護者のコミュニケーションが図られていないケースについて、支援教育コーディネーターや児童支援専任教諭、生徒指導主任教諭と青少年教育カウンセラーが情報共有を図り、「青少年相談センター」への相談につながるよう、本人や保護者への働きかけを行う。

青少年教育カウンセラーは、相談室便り等で保護者への相談窓口の周知を図る。

オ 組織的な対応の充実に向けた取組の見直し

学校と家庭の良好なコミュニケーションの実現のために、組織的対応の重要性について、各担当者会や学校訪問にて取組の徹底を図るとともに、相模原市子どものいじめに関する審議会等で検証された内容をもとに取組の改善、充実を図る。

(5) いじめ防止に係る施策等を検証し改善を図る取組

ア 日常的な取組の充実

インクルーシブ教育の視点を踏まえ、「日頃から児童・生徒が協働して学び合える授業づくり」が工夫されるよう授業力の向上に向けた研修の実施や指導主事による授業参観や助言を行う。

また、児童・生徒の自主的な取組が推進されるよう、積極的な取組紹介や情報提供、指導主事による取組への助言など各学校の取組の支援を行う。

イ 児童・生徒への相談体制の周知

5月、11月のいじめ防止強化月間に配付している、児童・生徒向けリーフレットに、児童・生徒が学校内や学校外で相談できる体制についての情報を掲載し、周知を図る。

ウ 組織的な対応や子どもの気持ちの受け止め方についての研修の実施 総合学習センターによる研修の充実とともに、各学校において、教師が本人理解 を深められるよう、青少年教育カウンセラーにより適切な助言を行う。

エ 関係機関が連携した、幅広い支援の在り方の見直し

支援教育ネットワーク協議会、子どもの健やかな学校生活等を支援するネットワーク会議等において情報を共有化するとともに、医療機関等との連携の在り方について検討を進める。また、検討の結果を踏まえた連携の在り方について、各担当者会、学校訪問等で周知を図る。

学校と家庭・地域が連携して子どもを支援するための取組が、強化されるよう、開かれた学校を意識した取組の充実を図る。

オ 教育委員会内関係各課による情報共有

平成28年度から月1回開催している連絡会議等において、学校巡回訪問、電話相談、「注意を要する児童・生徒の報告票」、「欠席状況等通知書」等で把握した児童・生徒の状況や学校の対応について情報共有し、学校支援の充実に努める。

カ 相模原市いじめ防止基本方針の見直しと周知(再掲)

いじめの捉え方、児童・生徒の主体的な取組、関係機関との連携の在り方、附属機関に関する内容の明示などについて見直しを進め、平成29年3月完成を目途に 改訂を行い、学校、関係機関に周知を図る。

キ いじめ防止フォーラムの充実

児童・生徒の主体的な取組や意見が反映されるよう改善を図り、学校・家庭・地域・関係機関等の連携が強化され、いじめ未然防止の取組の意識が一層高まるよう 努める。

ク いじめ防止等の取組について評価・検証・改善

いじめ防止対策の取組については、相模原市子どものいじめに関する審議会等で 評価・検証を行い取組の改善、充実を図る。